

盛岡地方振興局長告示第 103 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 8 月 8 日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100661	ジャパンケアサービス ハッピー盛岡・ヘルパーステーション	盛岡市本町通三丁目 20 番 25 号 パークハイツ本町 2 階	平成20年 7 月 31 日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101156	ジャパンケアサービス ハッピー盛岡・デイサービスセンター	盛岡市本町通三丁目 20 番 25 号 パークハイツ本町 1 階	平成20年 7 月 31 日